

(1) 算定方式は次のとおり

補助金額（千円未満は切り捨てる） = ①（投下固定資産分） + ②（新規雇用分） ※ スモールスタート研究開発業にあつては、①に事業所等の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）を含む
--

(2) 事業区分ごとの投下固定資産額・新規雇用者数の基準及び補助金の算定方法は次のとおり

①投下固定資産分の算定方法

業種	投下固定資産額等	新規雇用者	（投下固定資産分）の算定方式	限度額
セミコンダクタ関連 モビリティ関連 新エネルギー関連 食品バイオ関連 IT・コンテンツ関連	3億円 (食品バイオ関連は 1億円以上 20億円未満)	5人以上	投下固定資産額等 × 3%	15億円
		5人以上 50人未満	投下固定資産額等 × 3%	
	40億円以上	50人以上	20億 × 3% + (投下固定資産額等 - 20億) × 4%	
		5人以上 50人未満	投下固定資産額等 × 3%	
		50人以上 100人未満	20億 × 3% + (投下固定資産額等 - 20億) × 4%	
		100人以上	20億 × 3% + 20億 × 4% + (投下固定資産額等 - 40億) × 5%	
研究開発業 (スモールスタート研究開発業を除く)	5千万円以上	3人以上 20人未満	投下固定資産額等 × 5%	15億円
		20人以上 50人未満	投下固定資産額等 × 7%	
		50人以上	投下固定資産額等 × 10%	
スモールスタート研究開発業 ※ 令和6年(2024年)3月31日までに新たに県内に事業所等を設置して操業が開始されるもの	1千万円以上	3人以上	1 投下固定資産額等 × 10% 2 事業所の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額（操業開始から4年間） ※ 適用事業所の指定を受けた1事業所当たりの前述2の賃借額は3.3㎡当たり月額1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1,500万円を上限とする。	1億円
物流施設関連	1億円以上	5人以上	投下固定資産額等 × 3%	1億円
一般製造業	3億円以上	5人以上	投下固定資産額等 × 2%	5億円
大規模投資企業（新設のみ）	500億円以上	100人以上	15億 + (投下固定資産額等 - 500億) × 5%	50億円

※ 限度額は、①投下固定資産分と②新規雇用分との合計額とする。

※ 投下固定資産額等とは、投下固定資産額と投下リース資産額の合計をいう。

※ 投下固定資産額等の全て又は極めて高い割合で国の補助金が含まれる場合は、投下固定資産分の補助金は交付しないこととする。

※ 新規設立企業及び大企業の新規雇用者について、研究開発業を除き、表中で「5人以上」とあるものは「10人以上」と読み替えるものとする。

※ 投下固定資産額等、新規雇用者数の要件に加え、労働生産性向上目標の達成が必要。ただし、研究開発業を営む企業、新規設立企業、大企業は除く。

②新規雇用分の算定方法

1人当たりの助成金額（県内居住者のみ）× 新規雇用者数
-----------------------------

雇用に対する助成金は下表のとおりとする。

業種	新規雇用者数	1人当たりの助成金額
スモールスタート研究開発業以外	～49名まで	50万円/人
	50名～99名まで	60万円/人
	100名以上	70万円/人
スモールスタート研究開発業		50万円/人

- ※ 非正規雇用者1人当たりの助成金額は1/2とする。
- ※ 正社員及び非正規社員の新規雇用者数は各々積み上げるものとする。
- ※ 過疎、離島、半島の適用地域への新規雇用分の算定は助成金の5割増とする。
- ※ 補助金の支払いは1認定当たり、単年度3億円を限度とする。